

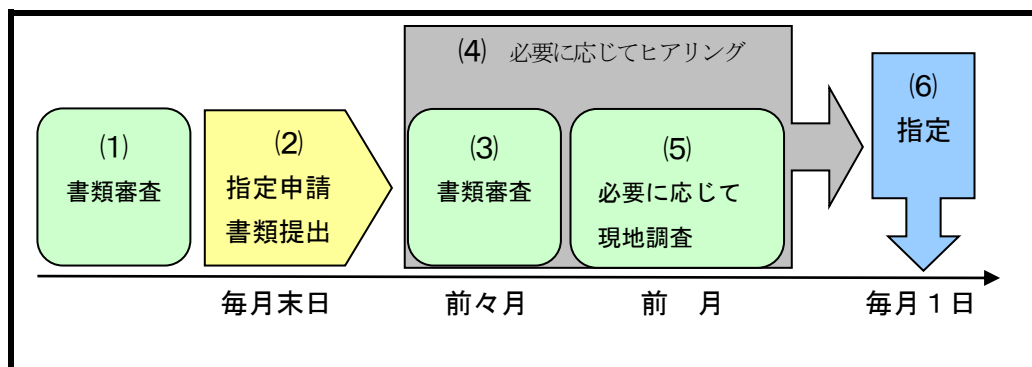
福岡県介護保険広域連合

介護予防・日常生活支援総合事業 事業者指定について

1 指定申請方法について

提出前に事前連絡をいただき、国の「電子申請届出システム」、メール、郵送又は持参で福岡県介護保険広域連合 事業課指定係まで 1 部（原本）提出してください。

※登記簿謄本等の郵送が必要な書類については別途郵送願います。



(1) 指定申請書類提出

① 提出書類等

- (ア) 指定申請時に提出いただく書類は、別紙「指定申請に係る添付書類一覧」のとおりです。漏れなく記入して提出してください。
- (イ) 別紙「点検表（チェックリスト）」を使い、チェック後必要書類の漏れがないか確認のうえ、指定申請書に必ず添付し、提出してください。
- (ウ) チェック漏れ、書類の記入漏れ、添付漏れがある場合は、指定申請書を受理できません。
- (エ) 申請前に、定款及び登記簿（履歴事項全部証明書）の目的等に介護予防・日常生活支援総合事業が記載あるか確認してください。記載が無いと事業の運営を許可できません。

【目的等 文言記載例（サービス種類に合う事業のいずれかが記載あれば問題ありません。）】

- ・介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- ・介護保険法に基づく第一号事業
- ・介護保険法に基づく第一号通所事業
- ・介護保険法に基づく第一号訪問事業

- (オ) 指定申請時に添付できない書類がある場合は、担当にご相談ください。

② 提出先及び提出部数

国の「電子申請届出システム」若しくは、メール、郵送又は持参で福岡県介護保険広域連合 事業課指定係まで 1 部（原本） 提出してください。

※電子申請届出システム又はメールで提出の場合、郵送が必要な書類は別途郵送願います。

③ 提出期限

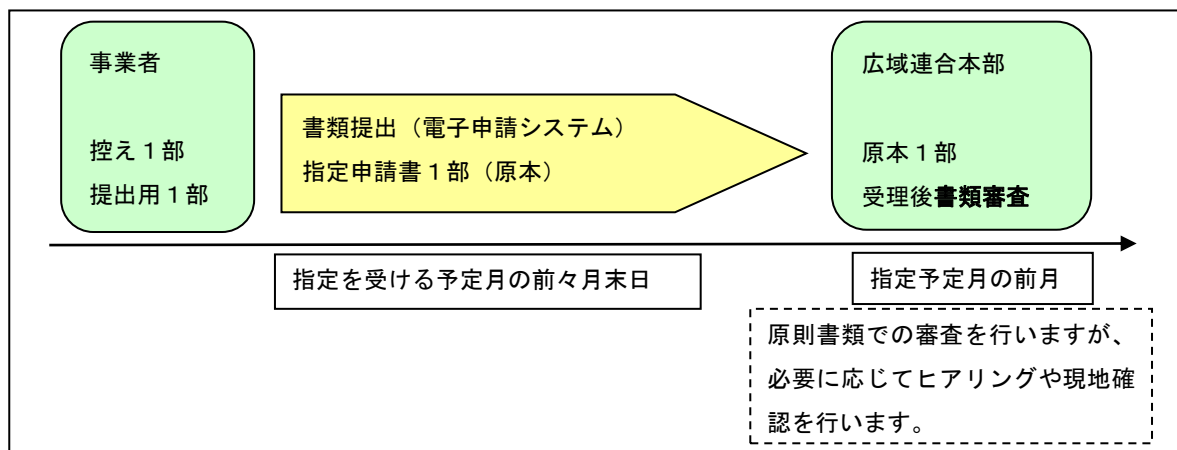
指定申請書類の提出期限は、指定を受けようとする月の前々月末日（福岡県介護保険広域連合 事業課指定係必着）とします。

なお、電子申請システムやメールからの提出が困難で郵送での提出となる場合、月の末日が、土・日・祝日等の閉庁日であった場合は、閉庁日の翌日必着となります。

※ 申請書類に記入漏れ、添付漏れがある場合は受付できません。必要書類に漏れがないか確認のうえ、提出してください。

（２）書類審査

指定申請書類の書類審査を行います。



（３）ヒアリング

必要に応じてヒアリングを行います。原則として電話での対応とさせていただきますが、場合によっては、来庁していただくことがあります。

- ・ヒアリング出席者 法人の代表者及び事業所の管理者（予定者）は、必ず出席してください。
- ・ヒアリング会場 福岡県介護保険広域連合本部

（４）現地調査

必要に応じて、現地調査を行います。現地調査時には、法人の代表者、事業所の管理者の立会いを求めます。

なお、現地調査の結果、申請内容との相違がある場合や設備に不備等がある場合は、指定できない場合もあります。

（５）指定

指定要件に合致すると認められた場合は、指定を行います。

指定日は、原則として書類提出月の翌々月の 1 日です。（※現地確認等を行った場合は、現地確認後の翌月 1 日からとなります。）

2 指定を受けるための要件について（介護保険法第 115 条の 45 の 5）

- （１）事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、要綱等に定める基準及び員数を満たしていること。
- （２）事業所の設備が、要綱等に定める基準を満たしていること。
- （３）要綱等に定める運営に関する基準に従って適正な事業の運営ができること。
- （４）法人及びその役員等が、欠格事項（法第 115 条の 45 の 5 第 2 項）、暴力団関係者に該当していないこと。

指定を受けるために必要な要件は、上記（１）～（４）のとおりですが、具体的に記述した下記基準等について、必ず、全文を熟読し、理解したうえで申請してください。

- ・福岡県介護保険広域連合訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱
- ・福岡県介護保険広域連合訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱
- ・福岡県介護保険広域連合通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱
- ・福岡県介護保険広域連合通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱
- ・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」
- ・「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」
- ・「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」

3 相談及び問い合わせ先について

介護予防・日常生活支援総合事業 事業者指定申請に関する相談、質問等については、下記にお問い合わせください。

なお、来庁される場合には、事前に電話で来庁日時等の打ち合わせをしたうえで御来庁くださいますようお願いいたします（予約者優先となります。）。

【 提出・問い合わせ先 】

〒812-0044

福岡市博多区千代 4 丁目 1 番 27 号福岡県自治会館 3 階
福岡県介護保険広域連合本部 事業課 指定係

T E L : 092-981-9074

F A X : 092-641-2432

E-mail : shitei@fukuoka-kaigo.jp